未登記 島田嘉平次 持分30分の１ 未登記 葛籠貫安五郎 持分30分の１ 未登記 葛籠貫幸太郎 持分30分の１ 未登記 葛籠貫嘉平次 持分30分の１ 未登記 小坂部金兵エ 持分30分の１ 未登記 島田亀次郎 持分30分の１									
廣川剛	新田前	266―２	宅地	132.97	24―３	５―13	宅地	133.20	徴収 964,700

従前の土地の権利価額	
ふじみ野市駒林字新田前257	6,350,520円
ふじみ野市駒林字新田前266―２	6,038,956円
換地処分後の土地の権利価額	
ふじみ野市駒林元町一丁目３―２	6,350,520円
ふじみ野市駒林元町一丁目５―13	7,003,656円

所有権以外の権利又は処分の制限で既登記のもの

従前の土地	換地処分後の土地	種別	部分
ふじみ野市駒林字新田前266―２	ふじみ野市駒林元町一丁目５―13	１番根抵当権	全部

教示１．この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

教示２．この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内にふじみ野市駒林土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

教示３．上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内にふじみ野市駒林土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は、ふじみ野市大井中央一丁目１番１号のふじみ野市駒林土地区画整理組合事務所及びふじみ野市役所の掲示場において掲示する。

平成23年4月20日

富士見都市計画事業駒林土地区画整理事業
施行者　ふじみ野市駒林土地区画整理組合
代表者　理事長　谷　　新一